

霧島市牧園町中津川の道路から視認できる場所に有害鳥獣捕獲用と思われる罠が設置されており、6月22日、市の職員と横川警察の署員がその存在を確認したと聞きました。そこで以下の質問に対する回答を要請します。

Q1：罠設置の所、番地は？

A1：霧島市牧園町下中津川 2837-1

Q2：罠の設置者は？

A2：公表不可

Q3：罠の設置時期は？

A3：平成28年3月

Q4：罠の設置目的は？

A4：有害鳥獣捕獲のため

Q5：罠の設置者に捕獲従事者証を交付しているか？

交付、または失効していたとしても、その内容を問う。

A5：従事者証交付済（銃・わな）、有効期間:29.4.1~30.3.31（現在失効中）

Q6：罠の設置者に鳥獣捕獲事業指示書を交付しているか？

失効していたとしても、その直近の指示書の内容を問う。

A6：鳥獣捕獲事業指示書未交付

直近の指示書（28年度第21回目指示）29.2.7~29.3.31（サル）銃・わな

※指示書を本人に渡した最終のもの

Q7：罠は個人所有か、市の貸与か？

A7：市の貸与

Q8：この罠の設置の違法性は？

A8：鳥獣が箱罠に入っても、蓋がとじないように鉄の棒を差し込んであり、罠が作動しない状態であったことから違法性はないものとする。

Q9：罠設置後の捕獲実績、有害鳥獣捕獲報奨金の申請状況

A9：捕獲実績：イノシシ 2頭

有害鳥獣捕獲報奨金の申請状況：申請済み（平成28年度）

Q10：現在の罠の状況

A10：29.6.22（本）16:00 現在（横川警察署立会時）

扉が開いている状態であるが、扉が閉まらないように鉄の棒が差し込んである。

鳥獣の足にかかるワイヤーも外してある。

Q11：今後のこの罠に対する処置

A11：市に返却

Q12：罠設置者への対応

A12：29.6.23に電話連絡にて、誤解を招かないように扉を閉めるように指示。

また、連やかに撤去し、牧園総合支所に返却するように指示。

※29.6.25に扉が閉じていることを確認済。 ※29.7.3返却済

Q13：横川警察署への対応

A13：上記9、10、で述べたとおり、箱罠は作動しない状態にあり違法性が確認できないことから警察署への協議は行っておらず、かつ警察署からも問い合わせはない。